

令和7年 No.52

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

生活指導主事の新設に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和7年11月14日 附属学校運営会議 審議・承認

令和7年11月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年11月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第21号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：生活指導主事の新設に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (主任等) 第22条 小学校に教務主任、学年主任、<u>保健主事及び生活指導主事</u>を、中学校、高等学校及び中等教育学校に教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を、特別支援学校に教務主任、各部の主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。 2～5 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (主任等) 第22条 小学校に教務主任、学年主任<u>及び保健主事</u>を、中学校、高等学校及び中等教育学校に教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を、特別支援学校に教務主任、各部の主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。 2～5 〔省略〕 〔省略〕